

2026/07/14

医事課発

重要なお知らせ

令和8年診療報酬改定により「診療情報提供書（紹介状）」の宛先が必須となりました

診療情報提供書（紹介状）は、紹介先の医療機関または医師宛てに作成することが保険診療上必須とされています。この点が令和8年度診療報酬改定でさらに厳格化されました。

そのため、紹介状を発行するためには、具体的な病院やクリニック、または担当される先生等を決めておいていただく必要があります。

当センターでは、患者様のかかりつけ医からのご紹介（紹介状持参）により受診し「高度な医療機器で検査の実施と判断、入院加療の実施など当センターで担う高度急性期医療対応状態を脱した場合には、紹介元のかかりつけ医へ逆紹介いたします」が、かかりつけ医以外へ紹介が必要な場合は、紹介先を予め決めておいていただけますようご協力をお願い致します。

救急受診などにより紹介先が直ぐに決められない場合などは、紹介先を決めていただいてから紹介状を作成するなどの方法を取らせていただく場合がございますので御了承ください。